

平成30年9月28日

保護者様

横浜市立鴨志田中学校
校長 濱崎 利司

夏のライフスタイル期間終了のお知らせ

秋涼の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。生徒たちは、文化発表会に向けて熱心に準備を進めております。

さて、夏のライフスタイル期間の終了が近づいてきました。生徒の服装について次のようになります。また、標準服の扱いを一部変更しましたので、御理解と御協力をよろしく願います。

- ・ 体育着やハーフパンツを着用した「夏のライフスタイル」の期間は9月30日までです。
- ・ 10月1日（月）より、標準服の着用となります。
- ・ 標準服の扱いを一部変更しました。ポロシャツを標準服にしたので、ポロシャツは、常時着用できるようになりました。

なお、本校では始業式、終業式（修了式）等の儀式的な行事においてはネクタイを着用します。御家庭におかれましても御理解と御協力をよろしく願います。

現行 生徒手帳 P7,8 学校生活の決まりより抜粋

服装については標準服を着用すること

◎標準服 ブレザー形スーツ（紺色）、白ワイシャツ、ネクタイ、（紺色：男子、えんじ色：女子、式の時はず着用）

（夏） 半袖ワイシャツ白、ポロシャツ白、ネクタイなし、女子ベスト着用可

（冬） 白ワイシャツ、セーター、トレーナー、カーディガン及びベスト。（ただし紺、黒、灰、茶、白で無地またはワンポイント。上着を着ずにセーターのみの登下校は不可）ストッキング（タイツ）の使用を認める。色は黒、ベージュで無地のものとする。

省略（靴、コート、カバンについて）

6月1日及び10月1日をはさみ夏服・冬服の衣替えと、前後調整期間とする。

改正後

服装については標準服を着用すること

◎標準服 ブレザー形スーツ（紺色）、白ワイシャツ、白ポロシャツ、ネクタイ、（紺色：男子、えんじ色：女子、式の時はず着用）女子ベスト着用可

（冬） セーター、トレーナー、カーディガン及びベスト着用可 （式典ではブレザー、ワイシャツ、ネクタイを着用すること）

◎ブレザー着用時はセーター、トレーナー、カーディガン及びベスト、ストッキング（タイツ）10月1日から翌年の6月1日まで使用を認める。（ただし紺、黒、灰、茶、白で無地またはワンポイント。上着を着ずにセーターのみの登下校は不可）ストッキング（タイツ）の色は黒、ベージュで無地のものとする。

省略（靴、コート、カバンについて）

6月から9月は 「夏のライフスタイル」期間とする。

☆ 標準服の服装に加えて、「夏のライフスタイル」として次の①②の服装でもよい。

① 上：学校指定の体操着 下：学校指定のハーフパンツ（または長ジャージ）

② 上：ポロシャツ（白） 下：学校指定のハーフパンツ（または長ジャージ）

・6月1日～9月30日とし 調整期間はもうけない。

ただし、定期試験期間、始業式等は標準服とする。

改正後

服装については標準服を着用すること

◎標準服 ブレザー形スーツ（紺色）、白ワイシャツ、白ポロシャツ、ネクタイ、（紺色：男子、えんじ色：女子、式の時はず着用）女子ベスト着用可

（冬） セーター、トレーナー、カーディガン及びベスト着用可 （式典ではブレザー、ワイシャツ、ネクタイを着用すること）

◎ブレザー着用の際はセーター、トレーナー、カーディガン及びベスト、ストッキング（タイツ）
10月1日から翌年の6月1日まで使用を認める。（ただし紺、黒、灰、茶、白で無地またはワンポイント。上着を着ずにセーターのみの登下校は不可）ストッキング（タイツ）の色は黒、ベージュで無地のものとする。（どういう意図でこの規則をつくったのか）

省略（靴、コート、カバンについて）

6月から9月は「夏のライフスタイル」期間とする。

☆ 標準服の服装に加えて、「夏のライフスタイル」として次の①②の服装でもよい。

- ① 上：学校指定の体操着 下：学校指定のハーフパンツ（または長ジャージ）
- ② 上：ポロシャツ（白） 下：学校指定のハーフパンツ（または長ジャージ）

・6月1日～9月30日とし 調整期間はもうけない。
ただし、定期試験期間、始業式等は標準服とする。